

# 無資格でレーザー脱毛

## 全国初サロン店摘発

違反 医師法 違反 容疑

医師免許を持たずにレーザー光線をあてて脱毛していたとして、警視庁薬物対策課と三田署は三十一日までに、医師法違反(無資格医業の禁止)の疑いで、東京都港区芝五、脱毛サロン「メラ

ス」経営八木治郎(三三)と妻で同サロン責任者の八木佳子(三三)の両容疑者、いずれも品川区東五反田

四、同店店長ら二人の計四人を逮捕した。

警視庁によると、レーザー機器を使用した脱毛

行為を医師法違反で摘発するのは全国で初めて。調べでは、八木容疑者らは医師の免許がないのに昨年六月から今年三月にかけて、港区の無職女性(三三)ら女性客三人に計十一回、手や脇の下にレーザー光線を照射した疑い。八木治郎容疑者は「医師法には違反していない」と容疑を否認している。



# 無免許光脱毛で摘発

## エステ店経営者ら逮捕

違反 医師法

医師免許を持たずに、強い光線を照射して光脱毛を行ったとして、警視庁生活環境課と町田署は三十一日までに、医師法違反の疑いで横浜市南区二葉町三、エステサロン経営会社「ビュッブ」社長富田幸一(五三)、神奈川県厚木市中依知、同社事業部長、手塚均(三三)の両容疑者と、女性従業員三人を逮捕した。同課によると、光脱毛の同法違反容疑での摘発は、全国で二

例目という。

調べでは、富田容疑者らは東京都町田市森野一で「脱毛専科198ビュッブ」を運営。

女性従業員の一人は飲食店経営者の両足に三六カ月のやけどを負わせた業務上過失傷害容疑でも逮捕された。

同店は昨年三月に開業してから十月までに、のべ二千百人の客に光脱毛を行い、五千万円以上の売り上げがあった。

昨年三月から九月にかけて十六回にわたり、神奈川県相模原市の飲食店経営の女性(三三)ら五人に光線式脱毛機器を使い、わきや足に光線を照射して毛を作る皮脂腺開口部を破壊する「光脱毛」といわれる方法で脱毛、医療行為を行った疑い。

厚生労働省が一昨年十一月に示した見解では、皮脂腺開口部を破壊するほど強い光線の照射は医師にしか認めていない。

同課によると、光脱毛の同法違反容疑での摘発は、全国で二

疑いで、全国で二

疑いで、全国で二

疑いで、全国で二